

事 務 連 絡  
平 成 2 7 年 3 月 2 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(パラグアイ産チアシードのアフラトキシン)

標記については、登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取り扱いについて、平成27年2月24日付け食安輸発0224第1号により通知したところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、パラグアイ産チアシード及びその加工品については、アフラトキシンの検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

平成27年2月25日現在のチアシードのアフラトキシンに係る検査命令受託可能検査機関

- (1) 公益社団法人 日本食品衛生協会
- (2) 一般財団法人 食品環境検査協会
- (3) 一般財団法人 マイコトキシン検査協会
- (4) ユーロフィン・フード・アント・プロダクト・テストング 株式会社